

17. エアコン設置に関する細則

(総則)

第1条 この細則は各住戸がエアコンを設置する際に必要な事項と、管理組合が行うエアコンに関する必要な事項について次の通り定める。

(配管穴)

第2条 エアコン設置に必要な既設の配管穴を大きく加工したり、新たに穴をあけることを禁止する。

(室外機等の設置)

第3条 今後、エアコン室外機等を設置する場合は次の事項を守ること。

- 1 ベランダに室外機を設置する場合は、室外機吊り下げ金具用ボルトを利用して設置すること。
- 2 上記以外は所定の既設配管の穴を利用して設置すること。
- 3 冷媒配管等は大規模修繕工事等での移動に支障がない長さを確保すること。概ね30cm程度。
- 4、 室外機は他の住戸に近付けないように設置のこと。
- 5、 共用廊下、ベランダの防水を損傷したり、床に穴を開けないこと。
- 6、 ドレン配管は付近の排水溝へ流すこと。
- 7、 ドレン配管の長さは共用廊下の通行を害さない程度とする。

(大規模修繕工事等に於ける費用負担)

第4条 大規模修繕工事等で下記に該当するような室外機等関係で工事に支障があり費用が発生する場合は住戸の負担とする。

- 1 冷媒配管が短く配管を外さないと工事に支障がある場合。
- 2、 室外機を二段積にしてあり工事に支障がある場合
- 3、 天井吊り下げ室外機で工事に支障のある場合。
- 4、 その他、管理組合が工事等に支障があると認めた場合。

(大規模修繕工事等に於ける立会い)

第5条 大規模修繕等で冷媒配管等を取り外し、及びその取り付けの際は該当する住戸は管理組合が指定した日時に立ち会うこと。

(大規模修繕工事等への協力)

第6条 各住戸は大規模修繕工事等に於いてエアコンに関する工事に対しては協力しなければならない。

万一、非協力的で工事等に支障をきたし損害が発生した場合には、管理組合が損害金を請求し、該当住戸は支払う義務を生じる。

(その他の事項)

第7条 第4条の費用負担、及び第6条の損害金については、理事会で決めることができる。

- 2 管理組合は、エアコン室外機配管を取り外す場合は、時期、及び季節に関係なく工事を行う事ができる。
- 3 全ての窓等を締め切り、エアコンと換気扇を作動すると室内が負圧となり、異音を発したり、エアコンドレン水が室内に逆流する恐れがあるため、換気用小窓を開けておくこと。
- 4 エアコンを新規に購入・設置する場合は、購入先及び設置業者に本細則を説明提示すること。
- 5、管理組合が「浴室暖房機」の室外機等を共用廊下等へ設置することを認めた場合は、本細則を適用する。

(細則の改廃)

第8条 この細は、総会出席者の過半数で決する。

(発効)

第9条 この細則は、平成24年3月25日より発効する。